

令和7年度包括外部監査の 結果に対する措置等について

監査テーマ 試験研究機関の財務事務の執行について

	ページ
1 令和7年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況・・・・・・・・・・	1
2 （参考）令和7年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況・・・・・・・・	13

1 令和7年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
1 廃棄備品の登録不備について 備品台帳からサンプル 16 件を抽出し現物と照合したところ、2 件の備品の現物は既に廃棄済みであったが、備品台帳上処分年月日の記載が漏れていた。 財務規則第 174 条及び第 175 条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分年月日に日付を入れる運用となっている。上記 2 件については処理事由が「不用決定」になっているが既に廃棄済みであるため、処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P54)	監査の結果を踏まえ、速やかに備品台帳の処分年月日に廃棄日の記載を行った。	環境科学センター
2 使用する必要のない物品の不用決定の未実施 現物照合した備品のうち、1 件については、現在の研究では使用する予定がなく、機器機材庫（倉庫）に保管されている。 機器機材庫には他に 10 件の計測機器類、試験実験機器類が保管されており、いずれも正常に動作するものであるとのことである。 これらの備品は、当初受入日からかなりの年月が経過しており、今後、使用する可能性が限りなく低いと考えられ、財務規則第 174 条第 1 項に規定する「使用する必要のない物品」に該当するため不用決定が必要であり、不用決定後は、財務規則第 175 条の規定に従い、売却などの処分が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P55)	令和7年12月に、年1回定例の現物照合を実施し、現在使用しておらず、今後も見込みが低い物品の整理を行ったうえで、令和8年1月6日及び2月20日に不用決定を実施し、大型で解体作業が必要となるものを除き、2月24日に産業廃棄物として廃棄処分を行った。 なお、大型で解体作業が必要となるものや、小型でも人力での移動が難しいものおよびフロン機器は経費が掛かるため、不用決定までとし、今後、順次廃棄等の処理を行っていく。	環境科学センター
3 劇物の取扱いの適正化 「神奈川県環境科学センター化学物質適正管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において、毒物は「施錠可能な保管庫」に保管するとなっているが、劇物にはその規定はない。 しかし、毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項においては、劇物は、毒物と同様に、盗難及び紛失防止に必要な措置を講じなければならないとされる。また、毒劇物の盗難・紛失の危害を未然に防止する措置として、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日）（薬発第 313 号）（各都道府県あて厚生省薬務局長通知）では、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされている。 現在の運用を確認したところ、薬品庫自体が施錠可能な部屋となっており、施錠する鍵についても管理責任者の承認を得て開閉するなど適正に管理されている。しかし、一部の劇物について、施	劇物にかかる施錠保管及び在庫確認について、令和7年11月11日にマニュアルの改訂を行い、所内担当者に周知を行った。 また、液体クロマトグラフ分析室の劇物の適切な保管に資するため、令和7年11月18日に施錠可能な薬品庫を新たに設置し、薬品管理システム用の PC 及び天秤についても設置した。	環境科学センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
錠機能のない液体クロマトグラフ分析室に保管されていた。 また、在庫確認においても、毒物については重量を計測、または個数を確認し記録しているが、劇物については、毒物及び劇物以外の薬品同様、容器の有無の確認を行っているのみである。 毒物と劇物は、盗難及び紛失防止について同様の取扱いをする旨、法律で定められているため、劇物も毒物と同様の管理をするようマニュアルを改訂し、適正に運用されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P56)		
4 備品台帳の登録不備について 備品台帳からサンプル 35 件を抽出し、備品台帳と現物の照合を行ったところ、次の不備が確認された。 ① 廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」となっていない。 ② 他所からの寄付であるが、他所の管理シールが貼付されたままになっている。 ③ 管理シールの貼付がない。 ④ 備品台帳に管理番号が登録されていない。 (借用物品の買取により 10 万円未満となったため備品でなくなったが管理シールをはがしていなかった。) また、2024 年 12 月に現物照合を実施済みであるものの、現物照合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は「2023/04/02」のままとなっていた。 財務規則第 167 条第 2 項において、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも毎年度 1 回は見直すことが定められていることから、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P74)	① 当該備品については、令和8年2月28日に備品台帳上において「廃棄済み」とした。 ② 当該物品については、令和8年3月2日に他所の管理シールをはがした。 ③ 当該物品については、令和8年3月2日に管理シールを貼付した。 ④ 当該物品については、令和8年3月2日に管理シールをはがした。 また、令和7年度の現物照合結果を踏まえて備品台帳に最終現物照合基準日として「2025/12/01」と記載した。今後、備品管理を適正に行うため、毎年1回、現物照合結果の備品台帳への反映を徹底することとする。	自然環境保全センター
5 使用する必要のない物品の不用決定の未実施 現物照合した備品のうち、4 件の備品については、いずれも正常に動作するものの、現在は使用していないとのことであった。 現物が存在する以上、現物照合の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、今後使用する予定のない備品については、財務規則第 174 条第 1 項に規定する「使用する必要のない物品」に該当すると考えられるため不用決定が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P75)	指摘のあった計測機器類（GPS 機器）については、令和7年11月14日に不用決定を行った。2 件については、機器の状況等を確認の上、令和8年9月までに不用決定を行った。 また、残りの 1 件は現在、史料的価値の検証を他機関に依頼中であり、その結果を踏まえて取扱いを決定する。	自然環境保全センター
6 危険物等の在庫把握改善について 自然環境保全センター研究企画部では「自然環境保全センター研究企画部危険物等管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に従い、危険物等の購入時及び使用時に「平成〇〇年度危険物等受入れ・使用記録簿」（以下「受入れ・使用記録簿」	「危険物等受入れ・使用記録簿」に使用量の他、危険物の残量（風袋重量）の記録を令和8年1月から実施し、在庫量を把握できるようにした。また、マニュアルについても令	自然環境保全センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
という。）に記録を行うとともに、受入れ・使用記録簿から使用量を取りまとめて四半期毎に管理責任者及び所長に報告を行っているが、在庫量は把握していない。 また、年に1度（直近は2025年4月）全薬品の在庫確認を行っているが、容器の個数及び開封又は未開封の記録にとどまっており、在庫量の確認は行っていない。 毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、現在の運用では危険物等の盗難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。 厚生労働省のホームページにおいても「毒物劇物の在庫量の定期的点検」について指示があることから、危険物等の在庫量を把握できるようマニュアルを改訂するなどの対策が必要である。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P76）	和8年7月に改訂をした。	
7 鳥獣保護棟における医薬品管理不備について 鳥獣保護棟において、特にケタミン（劇薬・麻薬）については施錠できる薬品棚の中の金庫に保管し、使用時に使用量帳簿に使用量を正確に記録し、常に在庫量を把握するなど厳重な管理が行われている。 しかし、その他の劇薬、向精神薬、毒物については、施錠できる薬品棚に保管しているものの使用量帳簿への記録は行っておらず、在庫量を把握できていない。 毒物については、毒物及び劇物取締法第11条において「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定している。特に、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日）（薬生薬審発0724第1号）」（以下「通知」という。）が発出されている。 通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めているが、現在の運用では危険物等の盗難、または紛失があっても、その事実を把握することはできない。 また、自然環境保全センター危険物等管理要領第5条で定める「危険物等管理マニュアル」を作成していない。 マニュアルを整備し、ケタミン以外の劇薬、向精神薬、毒物についても適正に管理されたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書P80）	劇薬、向精神薬、毒物の在庫管理については、令和7年12月に、ケタミンと同様、それぞれの使用量帳簿を作成し、薬品棚の中に「劇薬」「向精神薬」「毒物」と保管エリアを区分し管理するようにした。 鳥獣保護棟における「危険物等管理マニュアル」については、令和8年8月までに作成した。	自然環境保全センター
8 廃棄希望備品の不用決定の未実施	令和7年10月から令和8年1月に実施した令和7年度	農業技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
現物照合においては、備品台帳における「規格」「使用者」「使用場所名称」等の各項目の記載内容や物品シールの有無についてのチェックが行われ、同時に廃棄希望物品の調査も実施していた。 廃棄希望の備品は 118 点あり、そのうち令和 6 年度中に不用決定され、廃棄された備品は 11 点であった。所属の説明によると、現物照合時に使用不能や今後の使用が想定されないとされた備品について廃棄希望となり、備品の状態等の確認及び廃棄の検討が行われるが、それらの備品の不用決定は廃棄処分の見込みがたってからなされるとの事であった。 しかし、このような業務処理は、財務規則第 174 条第 1 項に記載された不用決定の規定に反しており、正しい処理とはいえない。 現物照合の結果、使用不能等の状態や使用が想定されない備品が確認された場合には、速やかに不用決定し、廃棄することが必要となる。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P97)	現物照合の際にも所内で廃棄希望調査を行い、廃棄希望とされた備品については、令和 8 年 3 月に不用決定の処理を行った。 令和 8 年度以降、予算の状況を見ながら、順次廃棄等の処理を行っていく。	
9 劇物等の化学物質の取扱いについて 毒劇物の盗難、紛失等の危害の発生を未然に防止する観点から、その保管管理における注意喚起として、厚生労働省より「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(平成 30 年 7 月 24 日)(薬生薬審発 0724 第 1 号)」(以下「通知」という。)が発出されている。 通知では、在庫管理について、管理簿等への記載及び実際の数量との一致を確認することを求めている。 監査の過程において、使用記録簿を確認したところ、次の状況が見受けられた。 ① 令和 4 年度までは、各年度末において在庫量の計量が行われていたが、令和 5 年度末及び令和 6 年度末は行われていなかった。 ② 令和 5 年度及び令和 6 年度においては使用量の記載のみであり、使用後の在庫量の計測が行われていなかった。 ③ 令和 7 年 1 月以降、管理補助簿から使用記録簿への化学薬品使用量の転記が行われていなかった。 また、監査の過程で、サンプリングを行い、使用記録簿及び管理補助簿上の残量理論値と実際の残量とを照合したところ、数量一致を確認することができなかった。 上記の厚生労働省の通知においても、毒劇物の帳簿数量と実在庫の一致や在庫量の定期点検を適切な頻度で行うことについて指示があることから、劇物等化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備するなどの対策が必要である。 以上より、劇物等化学物質を管理する以上、化学物質の在庫量を把握できるような環境を整備す	化学物質の取扱いについて、これまで北相地区事務所では、農業技術センター本所の規定を準用する扱いとしていたところ、「神奈川県農業技術センター化学物質環境安全自主管理規程」及び「神奈川県農業技術センター化学物質適正管理マニュアル」を改正することにより、適用範囲を本所のみから、地区事務所も含む農業技術センター全体の規定として整備した。 また、改正規定において、各部課の担当者は、各保管庫、危険物倉庫及び使用中の化学物質の在庫状況確認及び使用量集計を毎年 3 月 31 日現在で実施し、その結果を速やかに化学物質安全管理責任者へ報告することとするなど、より適正な劇物等化学物質の管理を図るため、業務プロセスの見直しを行った。	農業技術センター北相地区事務所

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
るとともに、点検を行う頻度や実施時期を定め、使用管理簿にて随時照合結果を残す等、業務プロセスを見直し、より適正な劇物等化学物質の管理を図られたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書 P103）		
10 予定価格の算定誤りについて 支出関係書類を閲覧したところ、予定価格の積算に当たって購入物品等の市場価格調査や、予定価格積算のための参考見積を基に積算されていた契約のうち2件について、物品調達伺いの作成に当たり、誤って市場価格の税込額を物品調達伺いの税抜き額欄に転記したことにより、予定価格が市場価格より10%ほど高い結果となっていた。また、結果として、一般廃棄物収集運搬に関しては、参考見積額等よりも高い金額にて契約が行われることとなった。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。 （令和7年度包括外部監査結果報告書 P105）	本件については、予定価格積算時に、消費税込み価格を税抜き価格として誤記入し、さらに消費税10%を上乗せして設定し、それらを見落とししてしまったことが要因である。 そこで、予定価格積算にあたっては、消費税込み価格か税抜き価格かを明確に表記するとともに、決裁者を含めてチェックする職員に対して、添付する参考見積やカタログ等の価格による確認を徹底することとし、誤りなく予定価格を積算することとした。	農業技術センター北相地区事務所
11 現金領収書の記載誤りについて 令和6年度における生産物売払収入に係る現金領収書1枚に記載誤りがあり、本来は消費税に関する記載部分のうち8%対象欄は、2,400円ではなく、2,440円と記載すべきであった。 神奈川県会計事務の手引によれば、現金領収書の首標金額（¥がついた金額部分）は訂正が認められておらず、その他の部分については、誤記載部分に二重線を引き、上部（又は右側）に正書したうえで、取扱者の署名又は押印をすることとなっている。 本記載誤りは、本来2,440円の売却代金であるところ、当初は2,400円と誤記したことに起因しており、首標金額は十の位の「0」を「4」と上書きすることにより対応していたが、消費税額等記載部分の8%対象金額欄が2,400円のままとっていた。 今後は、首標金額を誤記した場合には、神奈川県会計事務の手引に則り、現金領収書を再作成するとともに、インボイス制度も加味し、正確な現金領収書の発行を行われたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書 P107）	今後、現金領収書を発行する際は会計取扱員以外の職員を入れた複数チェックを徹底することとし、万が一記載誤りがあった際は、不用意な訂正は行わず、「会計事務の手引き」等に定める正しい訂正方法に従って処理するよう、改めて関係職員への周知徹底を図った。	農業技術センター北相地区事務所
12 管理シールの貼付漏れ 農業技術センター三浦半島地区事務所の備品の管理状況を確認するため、備品台帳からサンプルを20件抽出し、備品台帳と現物との照合を行ったところ、1件について、管理シールの貼付漏れがあった。	管理シールの貼付漏れについては、チェック体制が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、備品受入れ時に管理シールの貼付を徹底する	農業技術センター三浦半島地区事務所

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない（財務規則第 167 条第 1 項）。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P112）	とともに、現物照合実施時において管理シールの貼付漏れがないか複数の職員でチェックすることで、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	
13 破損した物品の不用決定の未実施 備品台帳と現物との照合を行ったところ、理化学用恒温器については現在は故障中で使用することはできない状態であった。 当該備品は財務規則第 174 条第 1 項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。 なお、不用決定を行うときは、管理換え等の物品の効率的な利用についても十分に留意が必要である。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P112）	破損した備品の不用決定の未実施については、財務規則を正しく理解していなかったことによるものであり、令和 8 年 3 月 13 日に不用決定を行った。 今後は、このようなことがないように、関係通知の確認と理解をした上で、事務処理を行うことを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	農業技術センター三浦半島地区事務所
14 備品台帳の管理不備について （その 1）現物がない備品について 備品台帳からサンプル 20 件を抽出し現物と照合したところ、1 件の備品については現物が存在しなかった。当該備品については、2025 年 3 月 31 日における現物照合において廃棄済みであることが確認されたが、備品台帳上、処分年月日の記載が漏れていた。 財務規則第 174 条及び第 175 条に、不用物品の決定・処分等について規定されており、物品管理事務の手引では、廃棄した場合は処分実施日に日付を入れる運用となっている。ただちに処分年月日に廃棄日を記録することが必要である。 （その 2）消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 神奈川県財務規則第 159 条第 2 項第 1 号によれば、備品のうち 10 万円未満（令和 5 年 3 月までは 5 万円未満）の物品については消耗品として取り扱うこととされているが、5 件については 10 万円未満であるにもかかわらず備品台帳に記録されていた。 なお、5 件のうち 4 件については、令和 7 年定期監査でも同様の指摘を受けている。台帳上の誤りは直ちに修正すべきである。 （その 3）不用決定されている備品の廃棄について 備品台帳を確認したところ処理事由が「不用決定」となっているものが 79 件存在した。当該備品は、不用決定された後、処分費の予算がなく廃棄できないものである。保管状況について確認したところ、職員により持ち運びが可能なものは、現在倉庫として使用されている旧庁舎にて保管し、動かすことができない備品については、総合研究棟の廊下等に置かれている。これらの備品につい	（その 1）現物がない備品について 廃棄済みの備品については、令和 7 年 11 月 26 日付で備品台帳を修正した。 （その 2）消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 消耗品については、令和 7 年 11 月 26 日付で備品台帳から削除した。 今後、誤りを把握した際には、迅速な対応に努める。 （その 3）不用決定されている備品の廃棄について 備品の処分については、新たな予算の確保は難しいため現有予算による早期の処分に努める。 また、廃棄対象の備品は、毎年度行う現物確認に併せて、保管場所の把握に努める。	畜産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
ては、財務規則第 175 条に従い、早急に廃棄等の手続が必要である。 また、いずれの備品も備品台帳上の「使用場所」が畜産技術センターとなっており、具体的に畜産技術センター内のどこに存するか判別できないため、まずは、廃棄対象の備品の保管場所について網羅的に把握することも必要と考える。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P122）		
15 寄附物件に係る手続の不備について 現地視察において、管理シールが既に剥がされている状態の備品があった。当該備品は、物品管理番号が不明であるため、現物は存在するが、備品台帳、物品処分調書いずれの帳簿にて管理されているのか等の登録状況の確認が困難な状態であった。 当該備品は、リース契約終了後に当所に無償で譲渡された物品であるものの、使用時期等については不明であるとともに、借用物品台帳には登録がなく、物品を受けた際の事務処理に係る書類及び物品処分調書等の書類の保存がなかった。 上記手続には次の 2 点の問題がある。 まず一つ目として、物品管理事務の手引によれば、借用物品について返納（リース期間満了）をした場合には、物品サブシステムの「物品処分等登録」で「事由」を「返却」として登録したのち、「物品処分等確認」を処理することにより、借用物品台帳に返却の登録を行うこととされている。本ケースにおいては、一旦当該備品をリース会社に返納したのち、リース会社より無償譲渡を受けたと解すべきであることから、少なくとも、借用物品台帳にはその履歴が残っているべきであった。 二つ目として、リース契約終了後におけるリース会社からの無償譲渡（無償譲受）は寄附に該当することから、財務規則第 164 条第 1 項の規定により、物品取得調書を作成して処理しなければならない。具体的には、寄附物件取扱要領に則った手続が必要である。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P125）	指摘のあった備品について、既に使用していないことから、改めて登録することはせず、廃棄予定である。 今後は、借用物品に係る返納、リース契約終了後の無償譲渡（無償譲受）に際し、物品管理事務の手引や寄附物件取扱要領などの規定に則った手続きを確実にを行う。	畜産技術センター
16 借用物品の台帳の不備について 借用物品のうち、借用物品台帳の処理事由が「返却」以外のものはリース契約継続中であるが、リース契約継続中であるにもかかわらず、リース期間開始の日付及びリース期間終了の日付が空欄のものが存在し、台帳への適正な記録が行われていない。物品管理事務の手引に従い、適正な記録を行うべきである。 （令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P126）	借用物品台帳の処理事由が「返却」以外の借用物品については、令和 7 年 11 月 26 日付で台帳を修正した。	畜産技術センター
17 農薬の管理不備について 畜産技術センターでは使用する農薬の安全管理について「農薬使用安全管理マニュアル」を定め、	今後は「農薬使用安全管理マニュアル」の規定に則り、購入時の農薬受払簿への記録、	畜産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
その第4条において、購入時の農薬受払簿への記録、毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録、使用時の農薬使用簿への記録を行うこととなっている。 現在の運用を確認したところ、マニュアル第4条(3)に規定する農薬使用簿への記録を行っているのみであり、マニュアル第4条(1)に規定する購入時の農薬受払簿への記録及びマニュアル第4条(2)に規定する毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録は行われていない状況であったため、マニュアルに沿った適正な記録簿の作成及びその管理が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P129)	毎月の在庫確認及び農薬在庫記録簿への記録を確実にを行う。	
18 動物台帳の正確性の確保について 動物台帳を確認したところ、動物の出生に関しては平成31（令和元）年度以降登録が行われていなかった。 畜産技術センターにおいては、令和7年4月1日現在において、生後60日以上動物だけでも、乳牛42頭、肉牛41頭、豚198頭、鶏1,856羽を有しており、動物台帳による管理は実質不可能である旨の回答を受けた。確かに2千を超える動物を動物台帳で管理することは相当の労力を要するものと思われる。 しかしながら、神奈川県財務規則において動物台帳の備え付けが義務付けられている以上、動物台帳は一定の正確性を有しなければならない。 物品管理事務の手引によれば、登録する動物の数量が多数となり、一匹等ごとの登録が実務上困難であると、物品管理者及び(物品)出納員が判断する場合は、出生単位の数量を一括して一明細で登録し、その後の減は、副簿等で管理し、当該副簿等の残数がなくなったときに、動物台帳から払い出すことができるものとされ、簡略化された手続が認められている。 これらの簡略化手続も踏まえ、動物の出生に関して動物台帳の正確性を担保した運用を行わなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P131)	動物台帳に記載されている動物については、すでに死亡や売却により現有の動物と内訳が相違していると推定されることから、令和10年度末を目途に現在、台帳の更新手続きを進めている。 今後は、毎年2月1日に現有する動物（牛、豚、鶏）の頭数を台帳に登録し、その後1年間は副簿により管理することにより、動物台帳として一定の正確性を有するよう対応を図っていく。	畜産技術センター
19 備品台帳の登録不備について 備品台帳からサンプル39件を抽出し、現物との照合を行ったところ、次の不備が確認された。 ① 不用決定したものであるが、備品台帳上「不用決定」になっていない。 ② 廃棄済みであるが、備品台帳上「廃棄済み」になっていない。 ③ 管理シールの貼付がない。 ④ 使用中であるものの、備品台帳上「廃棄済み」になっている。 ⑤ 備品台帳に当該備品が登録されていない。	監査の結果を踏まえ、令和7年度中に備品の現物照合を実施し、備品台帳の記録の不備を是正するとともに、管理シールが貼付されていない備品に管理シールを貼付した。 今後は、毎年実施している備品の現物照合の結果を備品台帳に反映させるとともに、使用不能等の状況にある備品を確認した場合は、修理や廃棄を行うなど、備品の適切な	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
また、備品台帳の記録にあたっては、少なくとも年に1回は見直す必要がある（財務規則第167条第2項）が、令和6年12月16日から同月27日に現物照合を実施済みであるものの、現物照合の結果を備品台帳に反映しておらず、備品台帳上の最終現物照合基準日は令和5年10月10日のままとなっていた。 以上の備品台帳上の不備について、現状を適正に反映した内容に是正しなければならない。（令和7年度包括外部監査結果報告書P140）	管理を徹底していくこととした。	
20 消耗品を備品台帳へ誤登録している事例について 神奈川県財務規則第159条第2項第1号によれば、備品のうち10万円未満（令和5年3月までは5万円未満）の物品については消耗品として取扱うこととされているが、10万円未満の2件について備品台帳に記録されている。 帳簿上の誤りを修正すべきである。（令和7年度包括外部監査結果報告書P142）	監査の結果を踏まえ、令和7年度中に備品台帳に記録されていた消耗品は削除し、帳簿上の誤りを修正した。	水産技術センター
21 薬品在庫量の把握について 水産技術センターでは「水産技術センター化学物質管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づいて薬品の管理を行っている。 （その1）薬品庫における薬品の管理状況について 薬品の管理状況について、薬品の払出時においては、薬品を使い切ってから、帳簿（払出簿）に記録する運用がなされていた。 また、年に一度、すべての薬品について在庫確認が行われていたものの、開封済みで使い切っていない薬品については、払出簿における当該薬品使用量の記載がないことから書面による残量計算ができない状況であるとともに、実地棚卸による在庫確認においても目分量による推計での計測であったことから、正確な在庫量を把握している状況にはなかった。 毒物及び劇物取締法第11条第1項及び厚生労働省より発出された「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日）（薬生薬審発0724第1号）」（以下「通知」という。）において、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないと定められていることを鑑みると、薬品を使い切った段階で初めて払出簿に使用量を記録する現在の運用方法では、仮に薬品の紛失や盗難があった場合に、いつ、どの程度薬品が減少したか等を即時に把握することが困難な状況である。さらに、薬品の使用量が管理されていないことから、薬品の在庫量についても実地棚卸を行わなければならないと把握できない。 以上より、薬品の管理においては、薬品簿（薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載する	薬品在庫量の把握について、水産技術センターでは「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に基づいて薬品の管理を行っているところ、監査の結果を踏まえ、令和7年度中に薬品の管理の適正化を図るため、薬品簿（薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載することができるような帳簿）の作成を義務付ける等、「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に所要の改訂を行った。 薬品庫や生物測定室における薬品の管理については、今後、改訂した「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に基づき、薬品棚保管の薬品について管理者を定め、マニュアルに定められる在庫量の把握を定期的に行うとともに、試薬などの在庫調査時に、使用記録簿との突合を徹底する。 また、使用予定のない薬品については、定期的な処分を実施することとする。	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
ことができるような帳簿)の作成を義務付ける等、マニュアルの改訂も視野に入れたうえ、毒物及び劇物取締法第 11 条第 1 項及び通知を遵守できるよう適切な薬品管理体制の構築が必要である。 (その 2) 生物測定室におけるホルマリン以外の薬品の管理状況について 薬品台帳について、不明瞭な記録があったため詳細をヒアリングしたところ、記録者は現在在籍しておらず、当該薬品棚の管理者を選任していないことから詳細は不明であるとの回答を得た。また、当該薬品棚保管の薬品は現在ほとんど使用しておらず、在庫確認も行っていなかった。 当該薬品棚保管の薬品について管理者を定め、マニュアルに定められる在庫量の把握を定期的に行うとともに、今後も使用予定のない薬品については廃棄をする等の対策を講じられたい。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P142)		
22 契約書における契約金額の記載漏れについて 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、本来記載すべき収集運搬単価等の必要事項が記載漏れであり、不当な高額請求をされるリスクや、金額の合意がないため契約自体が不成立であるとの主張による契約履行拒否のリスクが生じていた可能性を否定することができない。 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る取引については、今後も発生する可能性が高いため、本ケースのような記載漏れが生じることのないよう対策を施したうえ、契約締結時の事前確認を徹底し、適切な契約を締結しなければならない。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P147)	契約締結に当たっては、複数の職員が契約書に必要事項の記載漏れがないよう都度確認を行うことによりチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。	水産技術センター
23 予定価格の算定誤りについて 備品の予定価格の積算に当たり、誤って参考見積の税込額を税抜額欄に転記したことにより、予定価格が参考見積より 10%ほど高い結果となっていた。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、消費税等を考慮して適正に定めることが義務づけられていることから、予定価格積算時の確認を徹底し、誤りなく予定価格を積算しなければならない。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P148)	予定価格の算定に当たっては、予定価格積算時の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発防止に努めることとした。	水産技術センター
24 最低制限価格率の計算方法について 水産技術センターにおいては、3 件の工事における工事設計額について、積算基準は使用せず、1 者より参考見積を入手し、その見積額を工事設計額としていた。 また、最低制限価格率に影響する「共通仮設費（率分）」「現場管理費」「一般管理費」については、積算基準に記載の算式から求められる数値を代入すべきところ、参考見積に記載の共通仮設費（率	最低制限価格率の計算方法について、神奈川県財務規則運用通知第 43 条の 2 関係において、「最低制限価格を設定する場合にあっては、当分の間、その額は予定価格の 100 分の 85 以下とする。ただし、神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領に定	水産技術センター

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
分）・現場管理費・一般管理費の数値をそのまま代入して計算していた。 結果として、本3件の最低制限価格率は予定価格の97%、98%という極めて高い水準となっている。最低制限価格制度は公共工事の品質確保や、ダンピング防止を目的とした制度ではあるものの、このような高水準の最低制限価格率は、入札業者に価格競争の余地をほとんど与えないこととなり、競争入札の原則から外れてしまう懸念もあると考えられる。 一方、最低制限価格率を下げる方向に計算されることも考えられ、この場合には、本来であれば落札できない者を落札者としてしまう可能性もある。 正しい計算方法を周知徹底し、より経済的で適正な入札を妨げることがないよう最低制限価格率を計算しなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P149)	める最低制限価格率の算出の具体式を用いて設定する場合は、算出式により算出された率とする」と規定されている。 今後は、関係規定の理解の向上を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。	
25 破損した物品の不用決定の未実施 備品台帳からサンプルを抽出し、備品の現物と照合した際、故障のため使用不能であるが不用決定が行われず、備品台帳に登録されたままになっている備品2点が確認された。 当該備品は時期や予算等の事情により、年度内の廃棄が見込まれないことにより、不用決定も行われていなかった。 現物が存在する以上、現物照合等の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、当該備品は、財務規則第174条第1項に規定する「破損した物品」に該当するため不用決定が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P156)	故障により使用不能となっていた当該備品2点については、令和7年12月に不用決定を行った。 今後は毎年実施している備品の現物照合で使用不能等の状況にある物品を確認した場合は、修理や不用決定を行うなど、物品の適正な管理を徹底することとした。	水産技術センター内水面試験場
26 廊下保管の標本の管理方法の見直しについて 化学物質については施錠可能な保管庫に保管されており、毒劇物は保管棚にて施錠管理し、保管棚の鍵の開錠及び施錠は担当者が行っている一方、保管庫前の廊下にホルマリン標本等が置かれていた。 ホルマリン標本等の保管庫以外での長期間の保管は、盗難や紛失、容器の劣化による漏洩等、事故につながる恐れがあるとも考えられることから、たとえ一時保管であったとしても、適切な保管場所の確保、保管方法を検討するとともに、早期の廃棄を検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P157)	保管庫前の廊下に一時保管されていたホルマリン標本等については、令和8年1月に産業廃棄物処理業者に運搬、処分の実施を委託し、すべて廃棄した。 今後、ホルマリン標本については、標本を作製した者が実験室内の施錠可能な場所等に保管するとともに、適宜点検を行い、不要になった標本はその都度処分することとした。	水産技術センター内水面試験場
27 使用できない備品（物品）等への対応について 備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。	今後は、備品の有無の確認のみならず、老朽化や機能の滅失等の状況把握も踏まえた現物照合を適正に行い、不用、遊休等の区分けを速やかに行っていく。また、不用と整理し	水産技術センター相模湾試験場

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
これらの備品に関しては、令和6年11月の現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつける旨の指示が徹底されておらず、結果として、照合者は備品の有無のみを確認していたとのことである。このため、遊休物品登録等の対策は講じられておらず、保管場所を変更した備品についても、備品台帳上における使用場所の記載変更も行われていなかった。 今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失、低下等により使用できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P165)	た物品は、予算の確保が出来次第、順次廃棄処分を行う。	
28 使用できない備品（物品）等への対応について 備品台帳からサンプルを抽出し、現物と照合したところ、実際には使用できないものや今後の使用が見込めないものが備品台帳に記録されたままになっている事案が検出された。 これらの備品に関しては、令和6年度に実施された現物照合時点から同様の状況にあったものの、照合者に対して、「備品の現物照合等実施要領」に定められているように、「要修理・使用不能等の状態にある備品等を確認した場合」は「不一致等の場合」に該当し、現物照合用データに確認日とともに「×」をつける旨の指示をしておらず、照合結果にそのような記載はなされていない。 今後、毎年度の現物照合においては、老朽化や機能の滅失や低下等により使用できない備品や今後の使用が想定されない備品も把握し、当該備品については速やかに不用決定もしくは遊休物品登録等の対応を行わなければならない。 なお、稼働を前提とする備品と所管替え、売却及び廃棄等の処分を想定する備品とを峻別することにより管理対象を明確化し、より効率的な管理につながるものとする。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P181)	令和7年度の現物照合から、備品の状態を確認する欄を設け、使用することができない備品を把握できるようにした。 指摘のあった8点を含め、使用することができない備品は、不用決定と廃棄物処理の契約締結を行い、令和8年8月までに廃棄を終えた。	衛生研究所

2（参考） 令和7年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況

意 見	対応の内容	所管室課
1 現在使用していない備品の取扱いについて 温泉地学研究所の研究課では、「使用可能であるが、現在不使用で今後も使用予定の無い不用物品」に該当する備品については、令和6年度に実施した現物確認において、物品管理者より、計12件の報告が行われていた。研究課では物品管理者からの報告を受け、令和7年度に実施する予定の次期機関運営計画や機器整備方針、次期中期研究計画等を踏まえて、所有の継続か廃棄、もしくは遊休物品登録等の検討を行うこととしていた。 今後、温泉地学研究所における各計画や方針等の検討結果を踏まえて、不用と判断された物品については、速やかに不用決定を行い、必要があれば、遊休物品登録等の対応を行い、他所属への管理換え等についても十分に検討すべきと考えられる。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P37)	令和6年度の現物確認において「使用可能であるが、現在不使用で今後も使用予定の無い不用物品」として報告のあった12件について、研究計画等を踏まえた使用予定の再検討を行った結果、9件の備品は今後使用の可能性のあることから引き続き備品として取り扱うこととし、3件の備品は使用の見込みがないと判断したため、令和8年2月に不用決定を行った。	温泉地学研究所
2 毒物及び放射性物質の保有の見直しについて 温泉地学研究所では、一部の毒物及び核燃料物質は使用予定が無いにもかかわらず、保管されている。 毒物、劇物及び放射性物質は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っている。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、大きな被害を及ぼす恐れがある。地震発生時には毒物劇物及び放射性物質の飛散、流出等による二次災害も懸念される。被害を拡大させないための措置とその準備が必要とされる。 今後においては、特に業務において使用予定のない毒物及び核燃料物質については廃棄の検討も含め、適切な措置を講じ、温泉地学研究所の化学物質の管理状況を再検証し、より一層の環境保全、安全管理の体制を確立されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P39)	監査の結果を踏まえ、保管中の化学物質（毒物を含む。）の整理を進めた結果、今後も業務において使用する予定がないと判断した一部の薬品については、令和8年6月に専門業者に委託して廃棄を実施した。 核燃料物質については、これまでも、法令に基づき原子力規制委員会への定期報告を行うとともに、地震発生等の事態においても二次被害が生じないよう、厳重な保管・管理を行ってきたところであるが、監査の結果を踏まえ、国内法規制や国際規制をクリアできる専門業者による引取り等の可能性を模索する。 なお、監査で指摘のあった使用予定のない薬品等は、いずれも現在の安全管理体制が確立される前に受け入れたものであったことを踏まえ、今後は、過去に取得した化学物質を含め、適正な管理を行っていく。	温泉地学研究所

意見	対応の内容	所管室課
3 同種の研究用消耗品に係る調達頻度の集約化について 温泉地学研究所においては、分析機器稼働用アルゴンガス等の研究用消耗品の調達を行っており、このうちアルゴンガスについては、令和6年度中にボンベ9本（一本当たり7.0 m³）を4回に分けて調達している。温泉地学研究所によれば、ボンベの容器が比較的大きく保管場所に限りがあることから、研究活動等の進捗に応じて調達しているとのことであるが、1回目発注分の納品前に2回目の発注を行う等、短期間に同種の事務処理を複数回行っている場合もあり、金額的に高額ではない研究用消耗品費の調達事務が煩雑となっているように思われる。 今後、アルゴンガス等の研究用消耗品の調達に際しては、可能な範囲で使用予定の数量や時期等を見積もった上で、分割納品を前提にまとめて発注を行うことや単価契約を採用する等、調達頻度を集約することによる事務処理の効率化を検討されたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書 P41）	監査の結果を踏まえ、研究用消耗品については、調達すべき消耗品の情報を一定期間集約し、可能な限り品目や数量を取りまとめた上で調達事務を行うよう、業務の流れを見直した。 なお、分析機器稼働用アルゴンガスについては、実施した分析の結果等により必要量が左右されるため、事前に使用数量を見積もることは困難であるが、調達事務の削減に資する取組について引き続き検討する。	温泉地学研究所
4 研究用消耗品調達時における、より慎重な予定価格積算等について アルゴンガスの1回目の調達に際して、当初令和6年6月24日付にて見積書の提出依頼を行ったものの、見積金額が予定価格を上回ったことから不調となり、同年7月3日付にてあらためて見積書の提出を依頼している。 不調の理由としては、前年度に調達した際と同一の単価を予定価格として設定したものの、実際の販売価格が引き上げられたことにより不調となったとのことである。 販売価格の変動自体は事業者側の要因であり致し方ない面もあるが、今後、調達頻度を集約化する際には、発注前に市場価格の動向等をできる限り収集し、より慎重な予定価格の設定に努められたい。 また、事業者に対する仕様の提示が十分ではなく、事業者が誤って低濃度のアルゴンガスの単価に基づく見積書を提示してきたことにより、変更見積書提出依頼書を送付し変更発注を行っていた。 継続的に同一の事業者から同種のアルゴンガスを調達してきた経緯があるものの、見積書提出依頼書に必要とする濃度を示す情報を記載していなかったことは発注側の不備であり、今後、調達する対象の規格や仕様を事業者に明示することを徹底し、契約に過誤が生じないよう徹底されたい。 （令和7年度包括外部監査結果報告書 P41）	監査結果を踏まえ、研究用消耗品の調達事務を進めるに当たっては、在庫の状況、納期、価格等に関する最新の情報を事業者等から収集するとともに、継続的に調達している消耗品であっても規格や仕様に漏れがないか改めて確認を行うこと等を徹底することとした。	温泉地学研究所
5 清掃業務に係る業務報告書の徴取について	監査結果を踏まえ、定期清掃に係る報告書の様式を定	温泉地学研究所

意 見	対応の内容	所管室課
神奈川県温泉地学研究所庁舎清掃業務委託の仕様書においては、事業者は、業務実施後、日常清掃にあっては所定の日常清掃日誌により毎日、定期清掃にあっては任意の報告書により業務終了後直ちに、発注者に報告し検査を受けるものとし、検査に不合格の場合は補正作業を行う旨が定められている。 しかし、日常清掃日誌については事業者から提出を受けているものの、年2回実施する定期清掃（床：洗浄/WAX 仕上げ、ガラス：洗浄）については、報告書の提出を受けておらず、業務実施状況の良否の確認状況等の情報が記録として残っていない状況にある。 定期清掃が契約内容に適合する形で実施されたことを明確にするためにも、定期清掃に係る報告書についても様式を定める等し、事業者から徴取することを徹底されたい。 また、必ずしも報告書の提出自体は必要としないと判断するのであれば、仕様書等の定めを見直すとともに、別途、定期清掃について契約内容に適合していることを確認したことを記載した書面を作成する等、報告書の受領に代替し得る措置を検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P42)	めて事業者に提示し、令和7年11月に実施した定期清掃では、当該様式による報告書の提出を受けて検査を実施した。 また、「令和8年度温泉地学研究所庁舎清掃業務委託契約」では、定期清掃に係る報告書の様式を仕様書に追加し、事業者から徴取するよう改めた。	
6 外部研究資金等の活用に係る評価基準の明確化について 温泉地学研究所においては、過去3か年における外部資金等の獲得状況には変動が大きいことが見て取れ、安定的ではないことがわかる。ただし、温泉地学研究所によれば、各研究員が業務の兼ね合い等を踏まえて、可能な範囲での外部資金等の獲得を目指しており、外部資金等の獲得に関する具体的な数値目標は設定していないとのことである。 しかし、業務計画における方針や目標として、その積極的な活用を掲げる以上、機関として外部資金の活用の向上につながる評価は不可欠であり、事前に評価基準を明確化しておく必要がある。 加えて、「令和6年度温泉地学研究所外部評価委員会評価結果」(令和7年3月24日)においては、対象事業等に係る評価基準の明確化と、それに基づく実績評価や見直しを業務プロセスに組み込むことの重要性を指摘するものと言える。 今後、令和7年度までを期間とする第三期機関運営計画と第5期中期研究計画の実行状況を総括するにあたっては、研究業務自体の評価と併せて、外部研究資金等の活用実績に関しても併せて評価されたい。 また、次期計画期間においては、温泉地学研究所における外部研究資金等による研究業務の位置付け及びその活用の程度をあらためて整理すると	監査結果を踏まえ、第四期機関運営計画(令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする)の策定に当たって、第三期機関運営計画(令和3年度から令和7年度までの5か年)における外部研究資金の活用実績について、自己評価を行った。 また、新たに、外部研究資金の獲得に向けた研究員支援の具体的な評価基準として、「外部研究資金に関する情報提供件数」を設定し、外部研究資金の応募・獲得状況について、年度ごとに所内で自己点検を行い、必要に応じて取組内容の改善を図る旨を盛り込んだ。	温泉地学研究所

意 見	対応の内容	所管室課
ともに、業務計画における方針の一つとして位置付けるのであれば、外部研究資金の獲得に関する具体的な評価基準を設定し、研究課題評価及び進捗管理の明瞭性及び実効性の一層の向上を図られたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P44)		
7 管理シールの劣化について 現物照合した備品のうち、1件については、屋外（屋上）に設置しているものであるが、管理シールが劣化しており、番号の確認ができなかった。防水用シールもあるとのことなので、張り替えて番号が確認できる状態で保存することが求められる。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P56)	防水用シールへの張替を速やかに実施した。	環境科学センター
8 所内薬品管理システムの運用見直しについて 環境科学センターでは、令和6年7月1日より新たな所内薬品管理システム（以下「システム」という。）をリース契約により導入した。 しかし、導入時点で各薬品の重量等を計量し、システムに登録する作業を行っていないため、現時点での残量をシステムで確認することはできず、実在庫との照合もできない。使用時はマニュアルに沿って計量を行い、システムへ登録しているが、これはマニュアル7（4）に定める「化学物質安全管理部会長への報告」のためであり、適正な在庫管理を行うシステムとしては機能していない。 システム導入後、1年を経過しているが、システム本来の機能が活用されておらず、コストに見合う成果が出ていないと言える。例えば、①システムに現在庫の登録を行い適正な在庫管理を行う、②毒物の手書きの記録簿を廃止しシステムに一元化する、③液体クロマトグラフ分析室にも登録用端末を設置し薬品使用時の即時登録を行う、など改善すべき点は多々あるので、運用の見直しを検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P59)	適正な在庫管理を行うため、システムへの入力について「袋及び箱等を外した瓶ごとの重量をもとに記録する」とルールを定め、所内担当者に周知・徹底を行った。 また、令和7年11月に薬品庫外の劇物保管場所に、システム登録用端末を設置した。	環境科学センター
9 ポンプ更新工事の発注時期について 環境科学センターにおいては、令和6年度に排水ポンプの更新工事を行うこととしたが、結果的に入札は不調に終わっている。 本件は、令和7年度にあらためて計画修繕工事としての申請を行っており、その際には、ポンプ調達に時間を要すること等を所管課に説明した結果、前年度よりも2か月程度早く修繕工事の決定通知の交付を受けたとのことであり、令和6年度においても、工事の根本であるポンプ調達に時間を要するか否かといった施工上の留意点を把握していれば、より早い時期に入札を行い、場合によっては入札不調を回避できた可能性がある。	入札手続きにおいて、令和7年9月16日に公告、10月2～3日に入札、6日に開札と前年度より1か月半早いスケジュールで実施したことにより、工期を十分確保できた結果、無事落札され、令和8年3月19日に工事完成となった。	環境科学センター

意 見	対応の内容	所管室課
入札時期によっては不調となる可能性を低減できる可能性があったものであり、これを避けるための情報収集は必要であったものと言える。 今後、事業者から参考見積書を徴する際等においては、修繕工事に要する期間等の情報を可能な範囲で入手し、必要な場合には所管課に対して補足説明を行うこと等により、入札時期を主要因とする不調を避けるよう努められたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P60)		
10 契約変更時における変更内容の報告書類への反映等について (その1) 定期清掃業務報告書の保管について 環境科学センター庁舎清掃業務委託において、清掃範囲の変更等に伴い、清掃箇所、清掃頻度及び清掃面積等を定めた「環境科学センター清掃作業基準書」(契約書別紙)も変更されているが、清掃業務実施後に事業者から提出を受ける定期清掃業務報告書については、検査調書や業務完了届、日常清掃日誌とともに保管されるべきところ綴じ込まれておらず、別に保管されていたとして、別途提示を受けた。 本来、定期清掃業務報告書は、検査調書及び業務完了届とともに、毎月、所長までの確認及び承認を受けるべきものであることから、今後、委託業務完了時に際しての確認及び保管の徹底を図られたい。 (その2) 業務内容変更後における受託者からの業務報告等について 日常清掃において、改修工事の期間中、清掃対象範囲を変更したとのことであるが、特に仕様書や清掃作業基準書の変更を含む変更契約は締結されておらず、また、本件変更による委託料の変更は発生していないとのことである。 清掃作業基準書が変更されていないことから、清掃業務実施後に事業者から提出される日常清掃日誌(令和6年12月24日以降令和7年2月28日まで)においても、清掃範囲を変更し実施したことを確認できない。 本件変更は一時的なものとは言え、2か月を超える期間にわたるものである。委託料に変更がない変更であったとしても、一定期間にわたる業務内容の変更を伴うことから、事業者と覚書等の書面により変更点を明確化し、当該変更を反映した日常清掃日誌により業務の実施状況の報告を受けることが適切であったものである。 また、結果として委託料の変更を要しないとした判断について、稟議書等による書面での決裁を得ておらず、特段の記録も残されていない。委託金額に変更を要さないような一時的な業務内容の変更であっても、委託範囲の変更を伴うような場合には、その内容等について決裁権者の承認を得	(その1) 監査の結果を踏まえ、定期清掃業務報告書については速やかに検査調書、業務完了届、日常清掃日誌とあわせて1冊綴じとするとともに、毎月、所長までの確認及び承認を受けるように改めた。 (その2) 日常清掃については、令和5、6年度とも口頭でトイレ工事期間中の代替清掃範囲を業者と協議の上、変更して実施し、金額も令和6年度は変動していた。 監査の結果を踏まえ、令和7年度の清掃対象範囲の変更については、文書で協議を行い、変更契約書を令和7年9月25日に締結して10月下旬から1月にかけて代替清掃を実施した。	環境科学センター

意 見	対応の内容	所管室課
た旨の記録を残すことが適切であったものである。今後、類似の事象が生じた際には留意されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P61)		
11 鳥獣保護棟における長期未使用医薬品の廃棄について 鳥獣保護棟で保管している医薬品のうち、購入時期が不明であり、使用方法についても不明である等の理由で現在使用していないものがあつた。 今後も使用予定のない医薬品については、事故防止の観点からも廃棄をする等の対策が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P82)	今後使用予定のない医薬品については、医療廃棄物として令和8年10月末を目途に廃棄処理をするための手続きを進めている。	自然環境保全センター
12 委託契約における提出物事務処理の効率化について 自然環境保全センターは、2つの委託事業について、印刷製本した成果物を受領している。受託者が提出する成果物については、仕様書に明記しており、両事業についても仕様書通りの成果物が提出されている。 委託契約における成果物の提出方法については、①印刷製本した成果物のみを提出する方法、②電子媒体(CD-RやDVD-R)のみを提出する方法、③それら両方を提出する方法が考えられる。 成果物の提出を求める業務委託契約では、当業務の完了だけを目的としているのでは無く、当業務の成果を今後の別事業に活用することを前提としており、担当職員間での情報の共有や配布の容易性が重要となる。紙媒体であれば、情報の共有・配布にコピー等の作業や郵送等が必要となるが、電子媒体であれば、メールやクラウドで即座に簡単に展開が可能である。 また、多くの契約を締結する県にとっては、関係書類の保管及び保管期間終了後の廃棄処理についてのコストも重要な要素となる。 加えて、令和5年度ニホンジカ管理捕獲委託業務については、提出を受けた紙媒体の成果物について、センター内でPDFにするスキャン作業を行っていた。スキャン作業の人件費や読み取りカウント料金については、電子媒体の提出であれば全く必要のないコストである。 従来の紙媒体から電子媒体への切り替えについては、電子機器操作への慣れ等が求められるため、移行は簡単ではないと思われるが、コスト面を考えると電子媒体への切り替えは必須である。 一つ一つの契約を丁寧に見直し、積極的な切り替えを行い、業務効率の改善による経費の削減が期待される。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P82)	委託契約における成果物の提出方法については、個々の業務においてその成果物の媒体のあり方等を十分に検討し、可能なものは電子媒体への移行を進めていくこととした。 なお、ニホンジカ管理捕獲委託業務については、令和6年度以降、成果物の受領は電子媒体(CD-ROM)としている。	自然環境保全センター

意 見	対応の内容	所管室課
13 使用予定の無い試薬・農薬の取扱いについて 試薬・農薬は、横浜川崎地区事務所試薬・農薬一覧表を使い、専用の保管棚で管理されているが、一覧表に記載の 41 品目のうち実際に使用しているものは5品目だけであり、残りの36品目は最近の使用実績及び今後の使用予定もない。 現在不用となっている36品目の保管は、法令やマニュアルに違反している状態ではないが、保管には定期的な棚卸や適切な管理が必要であるため、マニュアルで具体的な処分時期を明確にするなど、今後使用予定のない試薬・農薬等についての取扱いも明確にされたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P97)	化学物質の取扱いについて、これまで横浜川崎地区事務所では、本所の規定を準用する扱いとしていたところ、「神奈川県農業技術センター化学物質環境安全自主管理規程」及び「神奈川県農業技術センター化学物質適正管理マニュアル」を改正し、適用範囲を本所のみから、地区事務所も含む農業技術センター全体の規定として整備した。 また、改正規定により、使用期限の定めのない化学物質等は開封後10年、または前回使用時から5年経過したものは原則廃棄のため、今後使用予定のない試薬・農薬は、令和8年度以降、これに基づいて処理を行う。	農業技術センター横浜川崎地区事務所
14 殺虫剤・殺菌剤・除草剤等の取扱いについて 在庫管理表においては、令和6年度末の農薬の在庫量が計測されており、開封・未開封の別や、使用期限管理が行われていることを確認した。なお、在庫数量239袋・本のうち、使用期限切れの在庫が182袋・本を占めている状況であった。 保管状況としては、農具庫内の施錠可能な倉庫にて保管され、かつ、倉庫内には施錠可能な棚が設置されており、盗難や紛失、不正使用のリスクへの対応がなされていることを確認した。一方で、使用期限の経過した農薬について、使用期限未経過のものと区別することなく、倉庫内に保管されている状況であることも確認された。 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項により、農薬取締法第16条第4号、第9号及び第11号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならないとされており、原則として、期限切れの農薬は使用できない。使用期限の経過した農薬の使用により、研究成果への悪影響を与えてしまう可能性も考えられる。 今後使用が見込まれない農薬等については、速やかに廃棄処分することが望ましい。また、期限切れの農薬の誤使用を防止するため、通常の在庫とは別の場所で管理する等、通常の在庫とは区別しての管理方法を検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P102)	農薬庫内の什器を更新し、使用期限が経過した農薬を通常在庫と区分して保管する措置をとった。 令和8年度以降、予算範囲内において順次、廃棄処分とする。	農業技術センター北相地区事務所
15 請書に係る印紙の取扱いについて 農業技術センター北相地区事務所に保存の民間事業者から入手した保守点検業務に係る請書を確認	民間事業者及び契約担当者の印紙税法に対する認識不足、確認不足によることが	農業技術センター北相地区事務所

意 見	対応の内容	所管室課
認したところ、当該請書には印紙の貼付がなかった。契約金額は 37,950 円と明記されており、保守点検業務に関する業務請負契約と考えられるため、印紙税法上の第 2 号文書に該当し 200 円の収入印紙の貼付が必要であったものである。 農業技術センター北相地区事務所で保管している当該請書の印紙の貼付義務は相手先企業にあるため、農業技術センター北相地区事務所側で問題となるものではないが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に印紙が貼付されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合には、相手先企業に印紙の貼付を促し、印紙税法に規定する金額の収入印紙が貼付された請書を入手されたい。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P108)	要因であるため、印紙税法に定める貼付を要する書類を再確認し、必要に応じて所管の税務署等に問い合わせるなどして、適正に印紙が貼付されているか確認し、事業者側にも指導していくよう周知徹底した。	
16 管理シールの作成・貼付方法について 備品台帳と現物との照合を行ったところ、管理シールの作成方法及び貼付方法について、不備が発見された備品があった。 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない（財務規則第 167 条第 1 項）と規定されている。具体的には、物品管理事務の手引には、貼付が難しい場合には貼付方法を工夫するよう記載されている。ダイコン選別洗浄機は温室に設置された農水産機器類であり、管理シールの貼付が難しく剥がれやすい状況にある。更に、管理シールの各項目は手書きで記載され、管理番号は読みづらく、品目と細分類は記載漏れとなっている。 このような状況では、現物照合を効率よく実施できないため、物品管理者は工夫し改善することが求められる。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P113)	管理シールの貼付の不備については、チェック体制及び財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係通知の確認と理解をした上で、事務処理を行うことを徹底するとともに、現物照合実施時において管理シールの貼付に不備がないか複数の職員でチェックすることで、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	農業技術センター三浦半島地区事務所
17 現在使用していない備品の取扱いについて 備品台帳と現物との照合を行ったところ、ビデオデッキについて、使用していない事実が発見された。 物品は、県の管理する施設において常に良好な状態で保管しなければならない（財務規則第 165 条第 1 項）と規定されており、当該ビデオデッキについても良好な状態で保管されているようではあったが、実際には常時使用している状態にはなかった。 当該ビデオデッキのように、物理的には使用可能な状態ではあるが、DVDやSDカードといった新たなデジタルメディアに移行したことにより機能的に陳腐化している場合であっても、不用決定が適時に行われず、今後の使用が見込まれないにもかかわらず、物品としては残り続けている物品が多くみられる。	当該備品について検討したところ、使用見込みのないものであることが確認されたことから、財務規則の規定に則り、令和 8 年 3 月 13 日に不用決定を行った。 今後は、このようなことがないように、関係通知の確認と理解をした上で、現物照合時に使用見込みがない備品の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。	農業技術センター三浦半島地区事務所

意 見	対応の内容	所管室課
今後、使用の見込みがなくなった場合には適時に廃棄し、研究室内や管理室内を整理し効率よく作業ができる環境を常に整備することが求められる。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P114)		
18 施設の有効利用に向けた整備について 農業技術センター三浦半島地区事務所の施設内には、温室、機械庫、倉庫、車庫等の施設があるが、どの施設も建設後かなりの年数が経過し、老朽化による影響が懸念される。特に、機械庫やロッカー室は耐震診断の対象にもされておらず、安全で健全な業務実施に悪影響を及ぼしかねない状況にあると考えられる。 既存設備を有効に活用するため、早急に施設整備を行うことが求められる。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P115)	施設の整備については、既存設備を有効に活用するため、改修・修繕を実施する予定であり、令和7年度においては、ロッカー室を含む圃場管理棟内の床の張替えを実施した。 今後の改修・修繕の内容については、必要性及び緊急性を関係所属と協議した上で、既存設備を有効に活用していけるよう検討していく。	農業技術センター三浦半島地区事務所
19 旧庁舎建物の管理について 畜産技術センター旧庁舎は、現在は、人の出入りを禁止し、廃棄前の不用決定備品等の倉庫として使用している。 旧庁舎は畜産技術センターの入口付近に位置し、外観からも老朽化が著しいことが明らかである。窓ガラスの一部は割れ、天井も一部剥落しており、雨漏りによる漏電火災を危惧して、現在は通電していないとのことである。また、不用決定備品等の保管用倉庫としてのみの使用とはいえ、消防法の規定による誘導灯の整備など一定の費用が発生している。 建物台帳において耐用年数は50年と見積もられているところ、供用開始から62年が経過しており、耐震強化のための対策を行っていないことも鑑みれば、今後の他事業への転用や大規模修繕も現実的ではなく、震災等が発生した際の安全性にも懸念がある。畜産技術センターとしても除却を実行したい考えも有することから、取り壊しや建替え等を含めた具体的な計画の立案を検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P127)	当所としては、除却を希望しているところであるが、今後、県における方針や県全体の状況把握に努め、優先順位が上がってきた段階では、確実に対応していく。	畜産技術センター
20 庁舎の使用許可について 旧庁舎の軒下にて、20数年前より畜産業等の六次産業化を目的として近隣生産者による食肉の販売・野菜の販売が行われている。 神奈川県庁内管理規則第11条第1項第1号によれば、庁内において物品の販売その他これに類する商業的行為をする者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならないとされている。 現状では、販売を行っている近隣生産者から許可申請書等の書類は保存されておらず、管理責任者が許可を与えた事実を確認できる書類はない。	令和8年1月7日付で神奈川県庁内管理規則第11条第1項第1号に基づき、改めて該当する二者に対し使用許可について決裁を受け、当該決裁文書を保存している。	畜産技術センター

意 見	対応の内容	所管室課
神奈川県庁内管理規則第 11 条第 3 項において、管理責任者は、許可を与えたときは、許可証を発行する等必要な措置をとることができるとされており、許可を証する書類の保存までは求めているが、管理責任者が使用許可を与えたことを証明する方法がない状態は適切ではないことから、今後庁舎を使用する者に対して許可を与えた場合には、それを証する書類の保存が望まれる。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P130)		
21 現在使用していない備品の取扱いについて 現物照合した備品のうち、ビデオカメラ等 3 点の備品については、いずれも正常に動作するものの代替機が存在する等の理由により、現在はほとんど使用していないとのことであった。 ビデオカメラについては、保管場所が不明であり現物照合に時間を要し、ビデオプロジェクター等については、その大きさから保管スペースを要するものであった。 現物が存在する以上、現物照合の管理も必要であることから考えれば、業務効率化のためにも、今後も使用する予定のない備品については、売却、廃棄、所管替え等の処分を視野に入れ今後の取扱いを検討されたい。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P141)	ビデオカメラ等の備品について、その状況を改めて確認したところ老朽化が著しく、売却、管理換えは困難と考えられるため、令和 8 年度以降、廃棄処分する方向で整理することとした。	水産技術センター
22 生物測定室におけるホルマリンの管理状況について ホルマリンにかかる薬品台帳を確認したところ、その一部について、10%希釈液は増加しているにもかかわらず、原液は減少していない等、各薬品台帳間の整合性がとれていない記載が見受けられた。現在の管理方法及び薬品台帳の記載内容については正確性に欠けており、その見直しを検討されたい。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P145)	監査の結果を踏まえ、令和 7 年度中に薬品の管理の適正化を図るため、薬品簿(薬品ごとに受入量・使用量・在庫量を適時に記載することができるような帳簿)の作成を義務付ける等、「水産技術センター化学物質管理マニュアル」に所要の改訂を行った。 今後は、購入量、使用量及び在庫量を把握するとともに、各薬品台帳間の整合性が図られるよう正確に記載することで、薬品保管に当たっての適正管理を徹底することとした。	水産技術センター
23 請書に係る印紙の取扱いについて 水産技術センターに保存の民間事業者から入手した久里浜・金谷間における海水温航走調査に係る請書を確認したところ、当該請書には印紙の貼付がなかった。印紙税法上の第 2 号文書に該当し 200 円の収入印紙の貼付が必要であったものである。 水産技術センターで保管している契約書等の印紙の貼付義務は相手先企業にあるが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に	契約の締結に当たっては、契約書等に適切に印紙が貼付されているか確認を行い、印紙の貼付がなかった場合には、契約相手先に印紙の貼付を促すとともに、印紙の貼付に誤りがある場合には、印紙税法に規定された金額の収入印紙が貼付されるよう事業者側にも指導していく	水産技術センター

意 見	対応の内容	所管室課
印紙が貼付されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合には、相手先企業に印紙の貼付を促し、印紙税法に規定する金額の収入印紙が貼付された請書を入手されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P151)	よう努めることとした。	
24 毒劇物の管理方法の見直しについて 化学物質の管理状況について確認したところ、 ① 「神奈川県水産技術センター内水面試験場自主管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)では、薬品・天秤室内での、記録簿への記録が義務づけられているが、令和3年度から令和6年度分の記録簿が存在していなかった。 ② マニュアルでは、記録簿の様式が定められており、場長及び化学物質安全管理担当者の検印欄が設けられているが、令和2年度の記録簿には同検印がなく、記録簿の管理、点検が行われている事を確認できなかった。 したがって水産技術センター内水面試験場では、事故や犯罪の防止及び対策が求められる毒劇物を取り扱う上で重要な保管・管理につき、少なくとも令和2年度以降、適正な記録による管理がなされていない状況が続いていたといえる。 令和7年度において、総括者より適正な管理体制を確立する方針が示され、記録簿(令和7年度)への記載及び保管量の確認が行われているが、化学物質量の記載は重量又は容積とされるだけで、具体的な計量方法等の指示書等がなく、使用量及び保管量の計量につき差異が生じる可能性がある。 今後、具体的な記録方法を見直し、適正な管理が必要である。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P156)	監査の結果を踏まえ、従来の「神奈川県水産技術センター内水面試験場自主管理マニュアル」を廃止し、令和8年1月に「神奈川県水産技術センター内水面試験場化学物質管理規定」を新たに定めた。当該規定では記録簿の検印方法を見直すとともに、化学物質の購入時及び使用時の計量方法を風袋込みのグラム重量で記録することに統一し、使用量と保管量に差異が生じないように改善するなど、適正な管理体制を整備した。	水産技術センター内水面試験場
25 予定価格の鉛筆書きについて 令和6年度の支出関係書類のうち見積書提出依頼書(案)の作成に当たって、予定価格が鉛筆書きされた2件の事案が見受けられた。 鉛筆により記入した場合、容易に証跡を残さずに改ざんが可能であることを考えると、公文書として残される書類の作成にあつては、鉛筆書きによることは不適切であり、容易に改ざんが出来ないボールペン等を用いられたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P158)	見積書提出依頼の起案文書作成において、予定価格を記載する際は、容易に改ざんができないよう必ず印字又はボールペン等で記入することとした。	水産技術センター内水面試験場
26 予定価格の積算単価について 令和6年度の支出関係書類のうち次の事案が見受けられた。 同一製品のエタノール(99.9%)の購入に関するものでありながら、その積算単価には約11%の乖離が生じていた。 事務手続の簡略化の観点から少額の取引について1者随意契約を行うことに異論はないが、競争	1者随意契約において、年度内に同一規格の消耗品を複数回購入する場合は、適宜、参考見積書を徴取するなど横断的な検証を行い、競争性や経済性を踏まえた適正な予定価格の設定に努めることとした。	水産技術センター内水面試験場

意 見	対応の内容	所管室課
原理が働かない随意契約であるからこそ、市場の動向やより効率的に事務を扱う者がいないか等を把握し、競争性を確保することが重要であるものとする。 予定価格の設定については法律及び政令には特に明確な規定が設けられていないことから、この予定価格が直ちに問題となるような誤りではないが、同一の出先機関において、同一の消耗品を購入するにもかかわらず予定価格が異なることには違和感がある。地方自治法第2条第14項に規定する、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、予定価格の妥当性については、同一契約業者実績での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行われたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P158)		
27 請書に係る印紙の取扱いについて 水産技術センター内水面試験場に保存の民間事業者から入手した一般廃棄物（可燃物）収集・運搬業務に係る請書を確認したところ、当該請書への印紙の貼付は適正になされていたものの、消印がなされていない場合があった。 印紙税法第8条第2項において、課税文書の作成者は、当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、判明に印紙を消さなければならない旨が定められている。 また、消印がなされていない場合には、消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収されることになっている。 契約書等の印紙の貼付義務等は相手企業にあるため、水産技術センター内水面試験場側で問題となるものではないが、地方公共団体という公の立場であることを考えると、適切に印紙が貼付・消印されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付に誤りがある場合や消印がなされていない場合には、相手先企業に印紙の貼付や消印を促し、印紙税法に則った請書を入手されたい。 なお、印紙の消印に当たっては、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名によることとなっており、当該請書等に使用した印章に限定されているものではないことに留意されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書P159)	工事や業務委託等において、契約書を取り交わした場合や請書を徴取した場合は、印紙の貼付や消印について、複数職員による確認を徹底することとした。	水産技術センター内水面試験場
28 金券受取簿の日付の記載誤りについて 神奈川県情報公開条例に基づく情報公開制度においては、誰でも、目的を問わず、県の機関が管理する行政文書の公開を請求できることとなっている。情報公開請求は、来庁による方法・郵送又はファックスによる方法・電子申請による方法の3つの方法で請求することができ、所定の費用を支払えば文書の写しの交付を受けることが可能である。	神奈川県財務規則に定める帳簿への記載にあたっては、同規則運用通知に定める内容を正確に記載するとともに、複数職員による確認を徹底することとした。	水産技術センター内水面試験場

意 見	対応の内容	所管室課
水産技術センター内水面試験場において、行政文書の写し等の交付費用を定額小為替又は普通為替証書で受け取った際に記載する金券受取簿を閲覧したところ、実際の收受年月日は令和6年12月26日であったにもかかわらず令和7年12月26日との記載誤りが見受けられたことから、金券受取簿の記載に当たっては、正確な記録に留意されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P160)		
29 水産工学実験用回流水槽の使用計画の策定について 水産技術センター相模湾試験場は、平成5年4月の小田原水産合同庁舎新築・移転に伴い、庁舎内に水産工学実験用回流水槽（以下「回流水槽」という。）を設置した。 当該回流水槽の設置費用は3億4千万円程度とのものであるが、当時においては、模型網を使用した実験が可能な回流水槽として、国内有数の規模と性能を備えたものであり、定置網の急潮による被害を防止するための実験の他、生簀網や小型底曳網等の改良実験にも活用されていた。その実験結果等は漁具の強化や急潮時における箱網の撤去等といった急潮対策につながり、その結果、平成10年以降はその被害額等が大きく減少したとのものである。 一方、コンピュータ等の能力の急速な発達に伴い、急潮時等の定置網への影響等についてもパソコン上でのシミュレーションや解析等を行うことが可能となってきた。このため、現状においてはほぼ稼働しておらず、令和6年度における稼働は、北海道大学大学院水産科学研究院との共同研究に伴う1週間程度にとどまり、遊休化している実態がある。特に、回流水槽を用いた実験に必要となる定置網模型の作成ノウハウ自体が喪失されており、回流水槽を用いた新規の研究を行うことが困難となってきたとのことである。 設置から30年以上が経過し老朽化も進んでいることから、機能を維持するためにも一定の改修等を行っていく必要がある。水産技術センター相模湾試験場としては、今後5年程度に期限を区切り、シミュレーションの精度向上のために回流水槽を活用していきたいとのことであるが、そうであれば、5年間に於いてどの程度のシミュレーションの精度向上を図るのかを明確にした上で、どのような実験をどの時点で行うか整理し、当該期間における修繕費も含めた維持コストの見積額との費用対効果を踏まえた使用計画を策定して行われない。 また、当該使用計画等を検討するにあたり、他機関における研究成果を活用等することにより、必ずしも回流水槽を使用しなくともシミュレーシ	相模湾試験場の回流水槽は平成5年(1993年)設置され、主に定置網の模型網実験を行い、その成果は定置網の防災対策に大きく貢献してきた。 しかし、設置から30年以上が経過し、老朽化による故障、不具合が発生など、模型網実験の実施と保守管理が難しくなっている。 また、実験に用いる模型網の調達も全国的に難しくなってきたことから、回流水槽を使用した模型網実験による研究の継続は難しいと考える。 一方、定置網の防災技術については、コンピューターシミュレーションを活用した研究を進めているところである。 以上のことから、回流水槽の利用停止を含めた今後の使用計画について令和8年度中に検討する。	水産技術センター相模湾試験場

意 見	対応の内容	所管室課
ョン精度の向上が見込まれる場合には、稼働を休止させる等により維持コストの低減を図られたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P167)		
30 劇物の管理方法の見直しについて 水産技術センター相模湾試験場は、毒物及び劇物取締法第11条、第12条第1項及び第3項、第17条及び第18条に従って、毒劇物の盗難防止措置や漏洩防止措置、毒劇物の表示、事故対応措置、立入検査等の対応を行う必要がある。かかる対応として、「神奈川県水産技術センター相模湾試験場化学物質日常点検マニュアル」(以下「日常点検マニュアル」という。)及び「実験用試薬品受払簿」(以下「受払簿」という。)を整備し、実際の化学物質の使用に当たっては鍵のかかる保管棚において管理し、保管棚の鍵の開錠及び施錠は化学物質安全管理主任者が行っている。 しかし、日常点検マニュアルは化学物質全般の日常点検の方法等を定めた簡易なものであり、盗難防止及び漏洩防止のために化学物質安全管理主任者及びその他の職員が果たすべき役割は明確に定められていない。また、劇物を含む化学物質を購入もしくは使用した際には、使用者自身が受払簿に受入及び払出の年月日、数量、使用目的、使用者及び残量を記入するが、化学物質安全管理主任者による検印や署名等は記録されておらず、点検が行われたことを確認できなかった。 監査人がサンプリングベースで受払簿上の残量と実際の残量とを照合したところ、数量の一致は確認できたものの、劇物を管理する以上、化学物質安全管理主任者による点検を行う頻度や実施時期を定め、受払簿に照合結果を残す等、日常点検マニュアル及び業務プロセスを見直し、より適切な劇物の管理を図られたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P169)	令和8年7月にマニュアルの見直しを行い、新たに点検頻度(四半期に1回)および点検結果の記載方法を定めた。	水産技術センター相模湾試験場
31 化学物質の使用期限管理について 水産技術センター相模湾試験場では、劇物を含む化学物質は必要量を購入するよう努めており、これまで、使用期限切れの化学物質を廃棄処理することはなかったとのことである。 しかし、ホルマリン等一部の化学物質は使用期限が設定されており、使用期限が経過した場合には、機能を十分に果たせないことが想定される。このため、実験用試薬品受払簿とともに作成している「薬品保管リスト」(保管する化学物質の名称及び残量の一覧)等において、使用期限を併せて記録し、管理することを検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P170)	他機関の管理方法を参考に化学物質の使用期限および処理方法の確認を行い、令和8年度中に処理を行えるよう、検討する。	水産技術センター相模湾試験場
32 廃棄処理に関する手続の確立について	令和8年7月に新たに化学物質廃棄業務マニュアルを整備した。	水産技術センター相模湾試験場

意 見	対応の内容	所管室課
水産技術センター相模湾試験場では、化学物質の廃棄実績が無いことから、廃棄に係る処理マニュアル等は作成されていない。 今後、不用となる化学物質が生じることも想定され、特に毒劇物については、毒物及び劇物取締法上第15条の2及び毒物及び劇物取締法施行令第40条等において、化学分解、燃焼及び中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられていることから、廃棄に係る業務マニュアル等を整備することを検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P171)		
33 広域防災活動備蓄拠点に置かれた廃棄用備品について 令和7年9月の実査時点においては、災害時における応援要員控室（広域応援部隊等一時待機場所）として位置付けられている3階フロアに、衛生研究所において使用されなくなり不用決定された廃棄用の備品が多数残置されている状況であった。 当該廃棄用備品の中には、デスクトップパソコンや顕微鏡等だけではなく、移動に人手と時間を要する大型の検査・測定用機器類も含まれており、平時における広域防災活動備蓄拠点に保管することは、不用決定された備品の管理としては適切ではない。関係部局とも協議の上で、広域防災活動備蓄拠点としての機能に支障が生じないよう、可能な限り速やかに当該廃棄用備品の移動等を検討するとともに、予算措置を図り、適宜、処分を進められたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P179)	災害時における応援要員控室として位置付けられている3階フロアについては、広域防災活動備蓄拠点としての機能に支障が生じないよう、備品の廃棄や移動を終えた。	衛生研究所
34 試験実験機器類の取得時におけるリース契約の検討について 衛生研究所においては、計画的な備品の更新等を行うべく、この先10年間を対象とした備品の更新計画を策定しており、令和6年度においても、当該計画に沿った調達が行われているが、当該調達は全て県が購入する形態にて行われている。特に計測機器等の試験実験機器類の場合、計測値等の精度を担保するための定期的なメンテナンスや校正等が不可欠であるが、特に計測機器等の高度化等により、別途締結される保守契約の委託料が高額となる傾向がある。 衛生研究所によれば、計測機器等を始めとする備品の取得にあたっては、通常、購入の形態を採用しているとのことであるが、今後の取得にあたっては、必ずしも購入に限定することなく、可能な場合には保守契約付きのリース契約との比較を行い、使用想定期間にわたる金額面の多寡や利便性等の面から柔軟に取得方法を検討されたい。 また、計測機器等に関しては、使用期間終了後	令和9年度購入予定機器について、購入とリース契約（どちらも点検保守費用を含む）両方の見積を比較した結果、廃棄に係る費用を見込んでも、リース契約の方が高額であった。 また、人件費及び物価高騰の影響から、リース契約に複数年の保守契約を付けることが困難な機器もあった。 リース契約には、事務手続きの簡略化等の利点がある一方、金額が高額になるといった課題があることから、令和9年度当初予算の調整の中で、方向性を出すよう取り組んでいく。	衛生研究所

意 見	対応の内容	所管室課
における撤去や廃棄のための手続きが煩雑となり、かつ廃棄費用が相対的に高額となる場合もあることから、結果的に使用期間終了後に廃棄がなされないまま残置される一因ともなり得る。 したがって、取得に際してリース契約との比較を行う場合には、当該リース契約における返還条項の有無も考慮の上で比較されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P182)		
35 備品更新計画への廃棄費用等の反映について ウイルスや細菌等を対象とする計測機器等の技術進歩は目覚ましく、計測機器等の技術的な陳腐化は、効果的かつ効率的な検査や調査研究活動等を妨げるおそれがある。 衛生研究所においては、毎年度、備品の更新計画を策定し計画的な備品の更新等に努めており、この点は評価できる。ただし、現状の備品更新計画は更新時期や取得費用を中心に取りまとめたものであり、老朽化もしくは陳腐化した既存備品の撤去や廃棄のための費用等は見込まれていない。 計測機器等の中には撤去や廃棄のための費用が相対的に高額となる場合もあることから、高額な廃棄等費用が見込まれる場合には、実際の取得予定年度における予算要求時において、購入予定額とともに廃棄等予定額についても財政当局に対して報告しているとのことであるが、備品の円滑な更新を検討するための基礎情報として、金額的に重要な撤去等費用については備品更新計画に織り込むことを検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P183)	当所の廃棄備品には、機器更新計画にない備品のほか、机・椅子等の消耗品も含まれている。また、これらに係る廃棄費用は、備品等の種類ではなく、搬出車両の大きさ・台数・重量等で決まるものである。そのため、個々の備品について廃棄費用を見込み、機器更新計画に反映しても、廃棄実績と乖離が生じてしまう。よって、廃棄費用については、引き続き実績等を踏まえた予算計上を行い、効果的かつ効率的な廃棄処分を行っていくこととする。	衛生研究所
36 中期的な機関運営及び研究に関する方針・計画等の策定について 衛生研究所においては、現状、中期的な研究計画や機関の業務運営方針等は策定されていない。 確かに衛生研究所が実施する研究課題に関しては、研究計画の適正な評価を行うことにより、課題の設定、計画の立案と実施方法、成果の活用等について、よりよい方策を見出すことを目的として、外部評価委員による評価を実施しており、衛生研究所のウェブサイトには、「調査研究の基本方針と前年度の実績」として、調査研究の重点分野や調査研究課題を選定するための視点等が記載されている。 今後、中期的な研究計画や機関の業務運営方針等を策定することを検討されたい。その際、例えば外部資金において、獲得に向けた方針や目標件数を定める等、研究計画や業務運営方針等に記載する諸活動について、実績評価に資する評価基準等を明示することも併せて検討されたい。 (令和7年度包括外部監査結果報告書 P183)	国の通知や他自治体の地方衛生研究所の計画、県試験研究機関等の計画を参考に、中期的な機関運営及び研究に関する方針・計画等を令和8年度中の策定に向け、5月に所内検討部会を立ち上げ、実績評価に資する評価基準の明示も含め検討を重ねている。	衛生研究所
37 事務棟使用方法の見直しについて 施設の整備及び運営については、民間の資金や	監査の結果を踏まえ、より効果的・効率的な図書情報関	衛生研究所

意 見	対応の内容	所管室課
経営能力、技術、ノウハウを活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、事業者が研究棟の建設・所有、既存棟の改修、維持管理、運営（実験動物の飼育管理、LAN ・情報システム運用、図書情報閲覧室の管理などの研究支援業務）を行う PFI (Private Finance Initiative) 方式を導入し、経費の削減、業務の効率化に努めていると衛生研究所のパンフレットには記載されている。 監査を実施するにあたって、事務棟 1 階にある図書情報閲覧室（以下「図書室」という。）を視察したところ、図書室はほぼ利用されていないことが判明した。図書室は平日 9 時から 17 時まで利用可能で、利用者の制限もない。蔵書は自然科学系の雑誌が多く、辞書等も閲覧できる。また、一般利用者への蔵書の貸し出しは行っておらず、職員への貸し出しのみ行っているが、貸出実績は皆無に等しく、貸出簿等の記録も行っていない。 現状の研究所において、図書室として有効に活用されているとは評価できず、PFI 契約に基づき支払う維持管理費は不要なコストと言わざるを得ない。可能な限り現状を見直し、経費の有効活用が求められる。 (令和 7 年度包括外部監査結果報告書 P184)	覧室の活用方法を含めた経費の有効活用について、令和 8 年度中に一定の方向性を出すよう検討していく。	